

<裁判例 No.8 >

名古屋地裁平成30年11月8日

【出典】

判例時報2453号67頁
金融法務事情2105号70頁
資料版商事法務418号72頁
金融・商事判例1559号19頁
先物取引裁判例集80号120頁
消費者法ニュース118号223頁

※ 判例評釈

水野信次・銀行法務2163巻5号68頁
正木健司・消費者法ニュース118号107～108頁
米山毅一郎・金融・商事判例1580号2～7頁
武田典浩（商法研究会）・法学研究〔慶応義塾大学〕92巻10号75～88頁
高橋美加・私法判例リマックス〔60〕<2020〔上〕〔令和元年度判例評論〕>（法律時報別冊）90～93頁
三宅新（東京大学商法研究会）・ジュリスト1543号110～113頁

【取引類型】

商品先物

【原告の属性】

本件取引開始当時38歳の男性。平成15年に会社入社し、約10年間勤務経験があり、本件取引当時は専務取締役を務めていた。年収は約500万円ないし550万円程度で、資産としては約1800万円の預貯金及び約100万円の自社株式のほか積立保険といった資産を保有していた。本件取引以前に商品先物取引の経験なし。

【違法要素】

不招請勧誘義務違反→×
適合性原則違反→×
説明義務違反→×
実質的一任売買→×
新規委託者保護義務違反→○
過当取引、指導助言義務違反、誠実公正義務違反→○

【指導助言義務に関する判示】

新規委託者保護義務

被告Y 4及び被告Y 5は、前記保護期間を習熟期間として、原告に対し、先物取引の危険性を体験させつつ、当初の投資意向に合致するように、無理のない金額の範囲内での取引を勧め、限度を超えた取引をすることのないよう助言し、その保護育成をなすべきであったといえる。しかしながら、本件取引において、被告Y 4及び被告Y 5が、原告が過大な取引をすることのないよう助言したりするなど配慮したことは認められず、短期間のうちに原告の取引を拡大させ、その結果、原告が深みにはまり、当初の投資意向の3倍以上の損失をわずか4か月で生じる事態に陥ったものといわざるを得ない。

したがって、被告Y 4及び被告Y 5の受託行為には、新規委託者保護義務違反が認められ、不法行為法上も違法であるといえる。

過当取引、指導助言義務違反、誠実公正義務違反

以上のとおり、被告従業員らは、過大な投資可能資金額を設定の上、取引の拡大により原告が多額の損失を被る危険を抑制するための指導・助言を行うこともなく、手数料稼ぎの目的で、相当回数に及ぶ特定売買を含め、原告の資産状況等に照らして過大な取引を勧誘、受託して多額の損失を被らせたものであるから、被告従業員らによる前記行為は、社会的相当性を逸脱した違法なものといえ、原告に対する指導・助言義務、更には信任・誠実公正義務にも違反するものと認められる。

【指導助言義務の発生根拠】

言及なし

【過失相殺】

4割

一般的な判示。指導助言義務違反を考慮した旨の記載なし